

別表（第2条、第10条関係）

第1 屋外広告物に係る許可の共通基準

許可の共通基準	
1	道路を占用して設ける広告物は、道路法の規定による道路の占用許可及び道路交通法の規定による道路の使用許可を受けていること。 また、交通標識及び交通信号の類と混同し若しくはこれらを隠蔽し、又は幻惑させること等により道路交通に影響を与えるものでないこと。
2	容易に腐朽又は破損しない材料を使用し、また、必要な構造計算に関する基準については、建築基準法及びその関係法令に違反しておらず、かつ、風雨、地震等の衝動によつて容易に破損、倒壊、落下、飛散等のおそれがないこと。
3	屋外広告物（自家用広告物を除く。）については、管理者名、住所、電話番号等連絡に必要な事項を見やすい箇所に表示すること。

第2 禁止地域等における自家用広告物の許可基準

種類	個別基準
1 壁面広告	1 同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の4分の1以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他開口部を覆わないものであること。
2 突出広告（外壁等から突出しているもの）	1 1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。
3 屋上広告	1 広告物の高さは、地上からこれを設置する個所までの高さの3分の1以下であつて、かつ、7メートル以下であること。 2 地上から広告物の頂点までの高さは、51メートル以下であること。 3 木造建築物に掲げるものでないこと。
4 広告板	1 表示面積は、1面につき15平方メートル以下であること。 2 高さは、5メートル以下であること。
5 広告塔	1 表示面積は、合計40平方メートル以下であること。 2 高さは、5メートル以下であること。
6 サイン・ポール（支柱が1本で釣り下げるもの）	1 表示面積は、1面につき5平方メートル以下であること。 2 高さは、5メートル以下であること。
7 気球広告	1 掲揚中に電線、煙突、建築物等に接触しないものであること。 2 掲揚高度は、地上から20メートル以上で、かつ、係留点から45メートル以下であること。 3 広告面にネットを用いてあること。 4 気球に補助綱があること。
8 広告用垂幕	広告幕は、幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下であること。なお、建築物の壁面に掲出するものについては、既存の壁面に掲出しているものを含め、壁面面積の4分の1を超えないものであることとし、1張りあたりの大きさは制限しない。
9 電柱街灯柱その他電柱の類に表示する広告物	1 電柱等の面に巻き付け、又は直接描写する広告物は、下端1.5メートル以上、上端3.5メートル以下であること。 2 電柱等に添架する突出広告は、垂直に取り付け、大きさは、縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下で、電柱等からの突出幅は0.6メートル以下であること。 3 1本の電柱等に表示する広告物の個数は、巻き付け、又は直接描写する広告物は1巻、突出広告は1個であること。 4 突出広告は、原則として道路と反対側に設置するものとする。
10 貼り紙	大きさは、1平方メートル以下であること。
11 貼り札等	大きさは、1平方メートル以下であること。
12 立看板等	大きさは、2平方メートル以下であること。
13 広告旗	大きさは、2平方メートル以下であること。
14 その他のもの	知事が適当と認めたもの。

第3 許可地域等における屋外広告物の許可基準

種類	個別基準
1 壁面広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の2分の1以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他開口部を覆わないものであること。
2 突出広告（外壁等から突出しているもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。 2 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。
3 屋上広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の高さは、地上からこれを設置する個所までの高さの3分の2以下、若しくは20メートル以下であること。 2 地上から広告物の頂点までの高さは、51メートル以下であること。 3 木造建築物に掲げるものでないこと。
4 広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき35平方メートル以下であること。 2 高さは、10メートル以下であること。
5 広告塔	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、合計70平方メートル以下であること。 2 高さは、15メートル以下であること。
6 サイン・ポール（支柱が1本で釣り下げのもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき5平方メートル以下であること。 2 高さは、7メートル以下であること。
7 気球広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 掲揚中に電線、煙突、建築物等に接触しないものであること。 2 掲揚高度は、地上から20メートル以上で、かつ、係留点から45メートル以下であること。 3 広告面にネットを用いてあること。 4 気球に補助綱があること。
8 広告用垂幕	<p>広告幕は、幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下であること。なお、建築物の壁面に掲出するものについては、既存の壁面に掲出しているものを含め、壁面面積の2分の1を超えないものであることとし、1張りあたりの大きさは制限しない。</p>
9 電柱街灯柱その他電柱の類に表示する広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 電柱等の面に巻き付け、又は直接描写する広告物は、下端1.5メートル以上、上端3.5メートル以下であること。 2 電柱等に添架する突出広告は、垂直に取り付け、大きさは、縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下で、電柱等からの突出幅は0.6メートル以下であること。 3 1本の電柱等に表示する広告物の個数は、巻き付け、又は直接描写する広告物は1巻、突出広告は1個であること。 4 突出広告は、原則として道路と反対側に設置するものとする。
10 バス停標識	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置場所は、歩車道の区分のある道路歩道上又は歩車道の区分のない道路における待避所等であつて交通に支障のない場所であること。 2 規格は、高さ3メートル、幅0.45メートルをそれぞれ超えないこと。 3 広告面は進行車両に対向せず、かつ、車道に面していない2面に限定するものとし、表示面積（1面）は0.2平方メートル以下であること。 4 広告面の広さは、照明表示ボックスの各表示面（1面）の広さの3分の1程度でその位置は、照明表示ボックスの最下段とす

	る。 5 条例第3条に規定する禁止地域においては、バス停標識に広告物を添架してはならない。
11 バス車体広告	路線バスに表示する広告物は、自動車の側面に表示するものについては6個以下、後部のクーリングユニットカバー部分に表示するものについては2個以下、後部のその他部分に表示するものについては2個以下であること。
12 貼り紙	大きさは、1平方メートル以下であること。
13 貼り札等	大きさは、1平方メートル以下であること。
14 立看板等	大きさは、2平方メートル以下であること。
15 広告旗	大きさは、2平方メートル以下であること。
16 その他のもの	知事が適当と認めたもの。

第4 禁止地域等における管理広告並びに道標及び案内図板の許可基準

種類	個別基準
1 管理広告	1 表示面積は、7平方メートル以下であること。 2 表示内容は、必要な文言に限ること。 3 その他の事項は広告物の種類ごとに別表第2の基準に適合していること。
2 道標及び案内図板 (避難所等へ誘導するもの)	1 表示面積は、1面につき1.5平方メートル以下であること。 2 表示内容は、避難所等の名称、距離、矢印その他の避難所等への避難又は誘導に関するものに限ること。ただし、全表示面積の5分の1以内の範囲内において、設置又は管理に係る費用を負担した者の名称、事業内容、所在地及び電話番号を表示する場合はこの限りでない。 3 市町長が、設置場所及び表示内容に同意していること。 4 その他の事項は広告物の種類ごとに別表第2の基準に適合していること。
3 道標及び案内図板 (2以外のもの)	1 表示面積は、1面につき1.5平方メートル以下であること。 2 原則として、1事業所2本以下であること。 3 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 4 色彩については、地は緑色、文字等は白色に限ること。ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りでない。 5 その他の事項は広告物の種類ごとに別表第2の基準に適合していること。

備考

- 1 「管理広告」とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件をいう。
- 2 「避難所等」とは、市町地域防災計画において定められた避難所及び避難場所をいう。

全部改正〔平成15年規則7号〕、一部改正〔平成16年規則57号・80号・18年19号・23年8号・24年11号・25年7号・26年4号〕